

令和 8 年 1 月 9 日
京丹後市

「京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）」についての意見の募集

京丹後市では、「京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）」について、条例の検討案を取りまとめましたので、このことについて広く市民のみなさんから意見を募集します。

1 趣旨

国が普段保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」を創設し、令和 8 年 4 月 1 日から全国で実施されます。

京丹後市においても、全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援を目的に、市内の未就園児等を対象として、公私のこども園・保育所において、令和 8 年 4 月 1 日から本事業の実施を予定しています。

本事業の実施に当たっては、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」をもとに市で条例を定め、その基準に照らして事業者の認可を行う必要があることから、「京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を令和 7 年 12 月議会に上程し、12 月 19 日に可決され、同日に施行されました。

本市においては、私立のこども園等のほか、公立のこども園等でも本事業を実施する予定としており、実施施設、利用時間、利用料のほか、公立施設で実施するに当たり必要な事項を定めた条例を制定する必要があることから、令和 8 年 3 月議会への上程を予定しています。

2 検討案

京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）

3 意見の提出方法及び記入事項等

- (1) 意見は、郵便、ファクシミリ、電子メール又はメールフォームからお寄せください。

郵便の場合：〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地

京丹後市こども部こども未来課

ファクシミリの場合：0772-62-1156

電子メールの場合：kodomimirai@city.kyotango.lg.jp

- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、こども部こども未来課及び各市民局に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。

- (3) 意見には、次の項目を記入してください。

- (1) あて先：京丹後市こども部こども未来課あて
 (2) 氏名等：氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
 (3) 連絡先：住所（法人その他団体にあつては、所在地）、電話番号、電子メールで意見をお寄せいただく方は電子メールアドレス
 (4) 題名：「京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）」に対する意見
 (5) 意見：ア 該当項目（検討案のどの部分への意見であるか明記してください。）
 イ 意見の内容
 ウ 理由

4 意見の提出期限

令和 8 年 1 月 30 日（金）必着とします。

京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）の概要

1 趣旨

国が普段保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」を創設し、令和8年4月1日から全国で実施されます。

京丹後市においても、全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援を目的に、市内の未就園児等を対象として、公私のこども園・保育所において、令和8年4月1日から本事業の実施を予定しています。

本事業の実施に当たっては、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」をもとに市で条例を定め、その基準に照らして事業者の認可を行う必要があることから、「京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を令和7年12月議会に上程し、12月19日に可決され、同日に施行されました。

本市においては、私立のこども園等のほか、公立のこども園等でも本事業を実施する予定としており、実施施設、利用時間、利用料のほか、公立施設で実施するに当たり必要な事項を定めた条例を制定する必要があることから、令和8年3月議会への上程を予定しています。

2 事業の目的及び効果

本市において、就労要件によって保育所等に通っていないこどもが一定数存在する中、就労要件を問わずに保育所等が利用できる保育サービスを提供することで、集団生活を通したこどもの発達促進のほか、育児相談及び子育て関連情報の提供等による保護者のサポートにつながります。

既存の通園事業とあわせて本事業を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援の強化を図ります。

3 条例の考え方

本市の公立園所において、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を規定した条例を制定するものです。

実施施設については、「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例」に定める6つの認定こども園及び「京丹後市立保育所条例」に定める保育所のうち京丹後市立大宮北保育所の計7施設としています。

利用対象者、利用時間、利用料等については、国が示す基準をもとに設定しています。

4 施行期日について

令和8年4月1日から施行します。

京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、市が行う乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（施設）

第2条 乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年条例43号）に定める認定こども園及び京丹後市立保育所条例（平成16年条例第131号）に定める保育所のうち京丹後市立大宮北保育所とする。

（利用対象者）

第3条 施設を利用することができる者は、市内に居住する出生の日から6月を経過した乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）又は幼児（同項第2号の幼児をいう。）であって満3歳未満のものうち、市長が認めるもの（以下「乳幼児」という。）とする。

（利用時間等）

第4条 施設の利用は、乳幼児1人につき、1月当たり10時間を上限とする。

2 施設の利用の単位は、1時間とする。

3 同一月で複数の施設を利用することはできない。

4 施設の利用可能日及び利用可能時間は、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和5年規則第43号）及び京丹後市立保育所条例施行規則（令和6年規則第3号）に定める開設日及び開設時間内とする。

（利用の申請）

第5条 施設を利用しようとする乳幼児の保護者は、市長に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

（利用の承認）

第6条 市長は、施設の利用定員を超えない範囲で利用を承認する。

（利用の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止することができる。

(1) 乳児等通園支援事業の対象でなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(3) 乳児等通園支援事業の利用を継続することが困難であると市長が認めるとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、利用が適当でないと市長が認めるとき。

(利用料)

第8条 第5条の規定による利用の承認を受けた保護者は、乳幼児が利用した月に係る利用料を、翌月の末日までに納付しなければならない。

2 利用料の額は、乳幼児1人につき、1時間当たり300円とする。

3 市長は、次に掲げる費用について、実費の額の範囲内において規則で定める額を徴収するものとする。

(1) 食費（おやつ代を含む）

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の利用に係る費用であって、利用者が負担することが相当と認められる費用

(利用料の減免)

第9条 市長が必要と認めたときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する利用の申請その他の必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。